

## 陳 情 文 書 表

受 付 番 号	第 5 7 号
受 付 年 月 日	令 和 2 年 9 月 4 日
件 名	まち協が、教育委員会の「使用許可」を得た学校施設を、雇用事務員の勤務場所として雇用契約を結び、「ふるさと地域交付金」の交付を受けています。すると、雇用事務員の勤務場所がまち協の管理下になるため、教育委員会の管理権を侵害することになり、不法となります。よって、二元代表制にもとづき、議会が、「行政に是正を求め」ことを陳情します。
陳 情 者	三田市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 宝代地 一雄
要 旨	<p>&lt; 陳情の要旨 &gt;</p> <p>因みに、陳情第50号における「法的に説明して下さい」は、陳情第54号の審議において結局どうなったのですか。陳情第54号の音声記録で、「聞きたい」と最大の関心を持って聞いていたのですがありません。担当課員の出席さえありません。これでは、教育委員会の説明は、最初から聞けないではないですか。開始当初の、「お呼びしますか」から、常任委員会が責務を怠っています。常任委員会は、「法的に説明して下さい」を「放棄」してしまったのですか。「法的に説明して下さい」は、今回の一連の陳情のスタートです。結果、3回の陳情を経て、いまだ、スタート地点にいます。現時点、少しも進行できていません。この状況では、陳情の審議は、これで「終了」とできるわけではないですね。</p> <p>陳情第54号の審議が、まったく陳情の審議になっていません。よって、第4回目となる新しい陳情をせざるを得ません。しかるに、外観上は、第4回目となる新しい陳情となりますが、実質は最初の陳情です。まったく進展がありません。陳情第54号の音声記録を分析した結果に関する意見書をもって詳しく説明しますが、『陳情第50号の音声記録、約5分経過あたりにて、弁護士の本相談内容として、「使用許可書をもって、管理権を与えることにはならない」との内容があります。つまり、使用許可では、教育委員会の管理権は移動しない、つまり、教育委員会が管理権を持っているのですね。これは、陳情者にも異議はありません。すると、「使用許可書では、教育委員会に管理権があるので、まち協が雇用契約を為すと、教育委員会の管理権が侵害される」と訴えているのです。雇用契約では、まち協が管理権を持つか否かは問題ないとの内容もあります。ならば、法的に説明して下さい。顧問弁護士に何を相談したから、顧問弁護士がこの回答をしたのでしょうか。3回に及ぶ陳情にもかかわらず、その法的根拠がいまだに出てきません。4回目となる今度こそ、この回答をさせて下さい。三田市政の姿勢に関して重要な事です。』という第4回目となる陳情を改めて致します。</p> <p>これまでの3回の審議は、問題としている「雇用契約」にまったく触れられていません。「弁護士と相談している」というのも、陳情第50号のような、「使用許可で、管理権が・・・」という回答では的外れです。「使用許可で、雇用契約・・・、教育委員会の管理権が侵害・・・」という調査をお願いします。現時点、「教育委員会の管理権」は、侵害されているのですか、侵害されていないのですか。「陳情者に、詳しく説明してもらおうよう、教育委員会に伝えよう」ではありません。教育委員会が、私に、この説明ができるなら、常任委員会にてすでに議員の皆様説明できていると推測しています。つまり、</p>

反対に言えば、「説明できない」です。ならば「法違反」を認めるのですね。しかるに、是正措置をとらないのです。三田市制60年、三田市政の悪しき姿勢です。議員の皆さん、三田市政、これでいいですか。

《陳情事項①》

「使用許可書では、教育委員会に管理権があるので、まち協が雇用契約を為すと、教育委員会の管理権が侵害される」と訴えています。「法に違反している」と判断した場合は、放置は許されません。二元代表制にもとづき、是正措置を求めます。

《陳情事項②》

「法に違反していない」と教育委員会が主張する場合は、常任委員会において教育委員会の説明を求め、違反の有無を議員さんが判断し、議員さんから陳情者に、「常任委員会の判断結果を詳しく説明してもらおうよう」、常任委員会に申し立てます。